様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日2025年6月３０日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）ごうどうがいしゃあむけいえいけんきゅうじょ  一般事業主の氏名又は名称 合同会社AMU経営研究所  （ふりがな）　　　　　　　　　たにがわだいち  （法人の場合）代表者の氏名 代表社員　谷川大致  住所　〒140-0014  東京都品川区大井4-10‐6　須和田ビル三階  法人番号　3010703005787  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX（デジタルトランスフォーメーション）方針書 | | 公表日 | 2024年5月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページで公開  https://amujp.net/public-documents/  https://amujp.net/wp/wp-content/themes/amu/image/public-documents/DX.docx  １ページ  ＊公表資料は、PDFリーダーを持っていない人でも閲覧が可能な、Microsoft WORDソフトで開封できるファイルとしています。なお、セキュリティ対策をしており、HPのファイルは他人が修正できないようにしています。 | | 記載内容抜粋 | 2.DX 経営ビジョン』 　　　『私たちは、「世界一おいしくて、世界一生産性の高い農業を実現する」という理念のもと、デジタル技術を活用し、農業を支援する方のサービス品質と効率を同時に向上させること』『４DX戦略』の『CRMを用いることで、私たちは皆様と共に成長し、農業の生産性向上に貢献していきたいと考えています。』 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、意思決定機関にあたる代表社員が承認、公表している |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX（デジタルトランスフォーメーション）方針書 | | 公表日 | 2024年5月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページで公開  https://amujp.net/public-documents/  https://amujp.net/wp/wp-content/themes/amu/image/public-documents/DX.docx  １ページ | | 記載内容抜粋 | 4.DX戦略  CRMシステムを通じて、きめ細やかなサービスを提供し、農家を支援する皆様を支援します。ご要望を深く理解し、それぞれに合ったデータ分析サービスのアイデアや学びの機会を提供し、伴走します。  CRMシステムに蓄積された支援者との対話記録や要望内容を分析し、ニーズごとの傾向や課題を抽出します。これらの分析結果は、個別対応やセミナー設計、サービス改善に活用します。  また、今後はAIを活用して、顧客からの問い合わせ内容の分類・優先順位付けや、次回提案の自動生成などを段階的に導入予定です。これにより、人的負荷を抑えながら、より迅速かつ的確な支援が可能となります。  当社は、単なるツール導入にとどまらず、CRMとAIを活用した“関係性の深化”と“業務の質の向上”を両立する仕組みを構築していきます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、意思決定機関にあたる代表社員が承認、公表している |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ホームページで公開  https://amujp.net/public-documents/  https://amujp.net/wp/wp-content/themes/amu/image/public-documents/DX.docx  １ページ | | 記載内容抜粋 | ５．戦略を推進するための体制・組織  代表社員：  DX戦略の最高責任者として、ビジョンの明確化と戦略の推進を担当。  組織全体にDXの重要性を啓蒙し、変革へのコミットメントを示す。  中小企業診断士グループ：  自社の人材バンクとして活用し、DXに必要なスキルセットの強化を図る。  診断士のDX能力向上のため、定期的な研修や最新技術の勉強会を実施。  DXプロジェクトにおける具体的な課題解決や実行計画の策定を担当。  東京都が提供するDX関連の補助金、助成金プログラムを活用。  東京都主催のDX推進イベントやセミナーに参加し、最新情報の収集とネットワーキングを図る。  ＊東京都の施策は、合同会社の取組ではないのは明確であり掲載しています。当社は東京都に立地しており、納税地の自治体の取組を活用し、産官連携を戦略に組み込むのは当然と考えているからです。  戦略の推進：  組織内のDX推進チームの設置：経営者、中小企業診断士、外部の専門家（必要に応じて）で構成され、DX推進のための具体的な行動計画を策定。  定期的なレビューとフィードバックの仕組みの構築：DXの進捗状況を定期的にレビューし、必要に応じて戦略の調整を行う。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ホームページで公開  https://amujp.net/public-documents/  https://amujp.net/wp/wp-content/themes/amu/image/public-documents/DX.docx  １ページ | | 記載内容抜粋 | ７．ITシステムデジタル技術活用環境の整備に向けた具体的な方策  予算配分  CRMソフトウェア購入またはサブスクリプション料：市場調査を行い、ニーズに最適なCRMソフトウェアを選定。初期費用と月額または年額の使用料を予算に計上します。  システムカスタマイズと統合費用：既存のITシステムやデータベースとの統合に伴うカスタマイズ費用を考慮。  社内トレーニングとサポート費用：従業員のCRM使用スキル向上のためのトレーニングプログラムと、導入後のサポート体制の整備に必要な費用。  継続的な評価と改善費用：CRM導入後の効果測定とプロセス改善に向けた予算を確保。  体制  プロジェクトチームの設置：プロジェクトリーダー、IT担当者、マーケティング担当者、営業担当者等からなるクロスファンクショナルチームを組成。  外部コンサルタントの活用：CRM導入の専門知識を持つ外部コンサルタントを雇用し、計画策定から実装、トレーニングまでサポートを受ける。  スケジュール概要  準備期間：市場調査、ニーズ分析、CRM選定、予算承認。  実装期間：システムのカスタマイズ、既存システムとの統合、初期データの移行。  トレーニング期間：全従業員向けの基本操作トレーニング、担当者向けの高度な機能トレーニング。  試運用期間：実運用を模したテスト、問題点の修正、フィードバックの収集と改善。  本運用開始：試運用のフィードバックを基にした最終調整後、本運用を開始。  継続的な評価と改善（継続的に実施）：定期的な利用状況のレビューと、プロセスや機能の改善。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX（デジタルトランスフォーメーション）方針書 | | 公表日 | 2024年5月10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページで公開  https://amujp.net/public-documents/  https://amujp.net/wp/wp-content/themes/amu/image/public-documents/DX.docx  １ページ | | 記載内容抜粋 | ８．デジタル技術を活用する戦略の達成度を測る指標  関係性強化のためのエンゲージメント率：  指標：農業支援者からの応答率、メールやアンケートの回答率  数値：メール応答率が80%以上  支援者満足度（Supporter Satisfaction Score, SSS）：  指標：農業支援者による満足度調査のスコア。  数値：5点満点中4点以上の満足度。  支援者保持率（Supporter Retention Rate）：  指標：期間内に継続して関係を維持している農業支援者の割合。  数値：年間で95%以上の保持率。  支援者の参照/紹介数（Referral Count）：  指標：農業支援者による新たな支援者の紹介数。  数値：年間で新たに10件以上の紹介を受ける。  支援者とのコミュニケーション頻度（Communication Frequency）：  指標：CRMを通じて農業支援者との間で行われるコミュニケーションの頻度（メール、電話、対面など）。  数値：年に最低２回以上の定期的なコミュニケーションを実施。  これらの指標を用いることで、CRMを通じた農業支援者との関係構築の効果を定量的に評価し、関係性の深化を目指す取り組みの成果を可視化 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年5月19日 | | 発信方法 | 1. テキストでの発信 2. <https://youtu.be/yDgpPYEnfwY>   概要欄にテキストを記載 | | 発信内容 | 戦略の推進状況に関する経営者からの情報発信  経営ビジョン（企業経営の方向性）や、設問(2)のDX戦略に対する、"推進等を図るための情報発信"  推進状況はまだ緒に就いたばかりである |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年7月～継続実施中等 | | 実施内容 | DX推進指標による自己分析を実施済み |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年12月頃　～2024年1月頃 | | 実施内容 | 二つ星宣言実施済み |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。